

令和7年度第1回赤穂市総合教育会議 会議録

1 日 時 令和7年7月23日（水） 午後3時～午後4時40分

2 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

（1） 市長及び教育委員会

（市長）牟礼正稔、（教育長）尾上慶昌、（教育長職務代理）大河龍生

（教育委員）志水矛、井本学明、宮本千春

（2） 事務局

（市長公室長）山内、（教育次長（管理担当））中田、（教育次長（指導担当））河本、

（教育委員会総務課長）長尾、（総務係長）宮本、（企画政策課長）古谷、（企画係長）秋田、（企画係主事）軀川

【説明員】（学校教育課長）杉山、（小学校教育指導担当係長）大手、（青少年指導担当係長兼青少年育成センター所長）長棟

4 会議の概要

（1）開会

（2）市長挨拶

（3）協議事項（概要）

ア．市内小中学校における不登校児童生徒の現状と支援について

イ．特別な支援を要する子どもへの支援について

（4）その他

（5）閉会

（議事内容）

事務局 それでは定刻より少し早いですけれども、皆さまにおそろいいただきましたので、ただ今から、令和7年度第1回赤穂市総合教育会議を開催いたします。

開会に当たりまして、牟礼市長からごあいさつを申し上げます。

市長 改めて皆さま、こんにちは。

本日は大変お忙しい中また教育長はじめ委員の皆さま方には、教育委員会の後ということで、大変お疲れのことと思いますけれども、総合教育会議にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本当に暑い日が続いております。

そういった中ですが、皆さま方には、赤穂市の教育行政にひとかたならぬご尽力いただいております。

改めまして厚く御礼申し上げたいと思います。

この総合教育会議につきましては、教育を行うための諸条件の整備や、地域の実情に応じた教育学術及び文化の振興を図るために、重点的に講ずべき施策等について協議調整を行うことと位置付けられております。

本日の会議につきましては、市内小中学校における不登校児童生徒の現状と支援、また特別な支援を要する子どもへの支援につきまして、ご協議いただきたいと考えているところでございます。

委員の皆さま方には、ご忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、今後の赤穂市の行政に活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単措辞ですけども、冒頭に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

本日の出席者につきましては、別添の赤穂市総合教育会議名簿と本日の配席表をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

会議は、赤穂市総合教育会議設置要綱第4条第3項により、市長が議長となりますことから、市長に進行をお願いいたします。

市長

それでは定めによりまして、私が議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行につきまして、皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

協議事項に入ります前に本日の会議に当たりまして、傍聴希望の申し出がございます。

会議の公開につきましては、赤穂市総合教育会議設置要綱第6条の規定により原則公開としておりますが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではありません。

本日の会議の内容につきましては、お手元の資料のとおりでございまして、協議事項(1)、及び(2)ともに非公開に該当する案件ではないと思われまので、傍聴希望者に傍聴を許可いたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、この会議につきましては公開とし、傍聴希望者の方にお入りいただきたいと思います。

しばらくお待ちいただきたいと思います。

(傍聴者、報道入室)

それでは、報道の方をお願いいたします。

会議中の写真撮影はご遠慮いただきますので、ご希望があれば、ただ今の時間で、写真撮影を行っていただきたいと思います。

それでは、協議事項に入ります。

まず、(1) 市内小中学校における不登校児童生徒の現状と支援について、を議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

事務局

本協議事項である不登校対策につきましては、赤穂市教育委員会において、最優先課題の 1 つとして、現在、一人一人の子どもたちに、保護者、そして各学校に対する様々な支援に全力で取り組んでおります。

本日は、赤穂市内小中学校における不登校児童生徒の現状と支援についてご説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の 1 ページをご覧ください。

不登校児童生徒の現状をご説明する前に、まず、不登校の定義について申し上げます。

文部科学省は、資料 1 ページの一番上にある、何らかの心理的、情緒的にはじまる、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものを、不登校と定義しております。

小中学校における 1 年間の登校日数は約 200 日で、大体 42 週間ですので、登校している日を平均して、週 1 回ほどお休みする子どもは、年間計算で不登校としてカウントされます。

資料に、不登校の具体例として例示しております。不登校の要因は、本人の気持ちや取り巻く環境等により、一人一人異なるため、100 人おれば 100 通りあるあると言われ、一概に断定できないのが現状であります。

続いて、同じく 1 ページ下半分をご覧ください。

小中学校における全国の不登校の状況についてであります。

数値は令和 5 年度となっておりますが、現時点で令和 6 年度の国県の数値につきましては、小中学校ともに、まだ公表されておられませんので、ご理解ください。

令和 5 年度は 34 万 6,482 人となり、過去最多となっております。

平成 29 年までは、ほぼ横一線で変化が少なかったのですが、この年から施行された教育機会確保法により、学校以外にも居場所を認める方向に、捉え方が変わってきたことと、令和 2 年からは、コロナ禍による生活環境の大きな変化によって生まれる心と体の不調により、それ以降は増加率が高くなっております。

次に、赤穂市立学校における不登校児童生徒の推移についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

赤穂市立学校における不登校発生率を国県の数値と比較したグラフとなっております。

なお、前述のとおり、令和 6 年度の国県の数値につきましては、現時点で、小中学校ともにまだ公表されておりませんので、国、県の数値につきましては、それまでの増加率を平均して表した予測値と示しております。

まず、小学校におきましては、国、県と比較して、ほぼ同様の形を示しておりますが、いずれも割合としては下回っております。

続いて中学校におきましては、令和 4 年度以降、国、県と比較して、増加率が抑えられていることが認められます。

発生率につきましては、小学校よりも高くはありますが、これまでの様々な支援や取組が、令和 4 年度以降、少しずつあらわれてきていると考えられます。

では、その支援や取組につきまして、ご説明いたします。

資料 3 ページをご覧ください。

3 ページは、不登校児童生徒と家庭、つまり保護者を取り巻く支援体制を図にしたものです。

兵庫県は現在、ひょうご不登校対策プロジェクトと名をうって、様々な施策を展開しております。赤穂市におきましても、各学校と青少年育成センターが、子どもたちと保護者に最も近い存在として様々な支援をしております。

まず、各学校の取組についてご説明する前に、不登校児童生徒と保護者に対する心構えについて、資料の 5 ページをご覧ください。

青少年育成センターが作成し、学校に配布している全 15 ページの冊子、不登校支援ガイドブックの冒頭でございます。一人一人に応じた対応、個々のケースに応じた対応の言葉が、その姿勢を端的にあらわしております。

不登校児童生徒に対しましては、学級担任を初め、学年担任、生徒指導担当、養護教諭と、多くの教職員がチーム学校として対応に当たっており、学校行事や配布物等における連絡や家庭訪問等、本人のみならず、保護者に対しても、きめ細かに関わっております。

次に、心の教室につきましては、不登校児童生徒、又は不登校傾向にある子どもが登校した際、支援員が学習補助や生活補助、話し相手になるなど居場所づくりの一翼を担っております。

その関わりにより、心の教室での個別学習の支援により、子どもの学ぶ意欲が向上した、少しずつやる気が出てきて、学校行事に参加できた、という報告を受けております。

赤穂市においては、20 年以上前から市独自に心の教室相談員を中学校に配置しております。

6 ページに事業の要項がございますので、後ほどご確認ください。

心の教室相談員に加えまして、養護教諭は不登校児童生徒にとって大変大きな存在であります。

保健室において、常に子どもたちの気持ちを尊重し、寄り添う姿勢を持って対応しております。心身両面のサポートを受けながら過ごすことができているため、多くの子どもたちにとって安心できる居場所となっております。

また、心理学の専門家であるスクールカウンセラーによる児童生徒並びに保護者への対応も不登校対策の大きな支えとなっております。個別の対応はもちろんのこと、小学 6 年生の卒業前に、学年全体に対して、スクールカウンセラーがカウンセリングを行い、いわゆる中 1 ギャップの解消を図っており、不登校の未然防止に繋がっております。

カウンセラーが個人の心理的な問題に焦点を当てるのに対して、ソーシャルワーカーは、福祉の専門家として、個人の抱える課題に対して、連携や相談のできる機関を紹介する、また、保護者とともに面談を行い、病院など他機関につなぐ等の支援を行います。各中学校区に 1 名配置しており、小学校へは時間を作って訪問してもらっております。

8 ページに詳細がございますので、後ほどご確認ください。

最後に、タブレット端末の使用につきましては、不登校児童生徒、保護者の要望、学校からの働きかけにより、現在、1 人 1 台端末を活用し、リモート授業を行っている学校が多くあります。

大勢の中で学習するには抵抗がある児童生徒にとっては、1 人の空間の中で、リアルタイムに学習できるメリットがあり、学力の保障にも繋がっております。

以上、現在各学校において、一人一人の児童生徒と向き合い、きめ細かい対応を進めているところであります。

次に、青少年育成センターの取組をご説明いたします。

青少年育成センターは、主に青少年の非行防止、健全な育成活動の推進を目的としておりますが、現在、不登校対応に特化した教育支援センターの設置を初め、不登校対策を最優先課題ととらえ、様々な取組を展開しております。

まず初めに、ふれあい教室についてご説明いたします。

資料 7 ページの一番下の四角に概要を示しております。

学校、保護者からの相談依頼を受け、学校に行きにくい児童生徒を対象に、社会的自立や学校復帰への支援活動等学習体験活動を実施しております。

また、登録後の来室は学校への出席と同様の扱いとしております。

昨年度は 1 年間で 30 名ほどの申請があり、本年度も多く申請を受け付けております。

また、昨年度ふれあい教室を利用していた児童生徒の中には、本年度学校へ登校することができている児童生徒も何名かおります。

続いて、スクールソーシャルワーカー推進事業ですが、3 ページの図には、S S W と省略して表しております。

先ほど、各学校における取組の際に説明している事業ですが、青少年育成センターにおきましては、各中学校における情報を共有し、現在、不登校にある子ど

もたち、並びに不登校になりそうな子どもたちの情報を確認して、他機関との連携等、必要な手だてを講じております。

不登校の要因は多種多様である旨を冒頭申し上げましたが、経済的理由、家庭内環境など、福祉の面からもアプローチすることで、解消にも至った事例がございます。

次に、教育相談事業としましては、現在 4 名の心理士が市内小中学校の児童生徒保護者にカウンセリングを担当しています。

概要は資料 7 ページの一番上の四角にあります。

家庭、子育ての悩み、心身の健康、発達障害等に関する相談に加えて、不登校や不登校傾向にあるお子様に関する内容も散見され、必要に応じて情報の提供や共有をしております。

また、発達検査につきましては、2 名の検査員が月 2 回、検査とそのフィードバックを保護者と学校に対して行っております。

発達における課題が不登校に繋がるケースもあるため、検査結果に基づく個別の教育支援計画、指導計画作成が不登校対策にも繋がっていると考えております。

次に、不登校対策委員会につきましては、資料の 9 ページでございます。

各学期に 1 度、掲記の参加者に加えて、兵庫県の学校問題サポートチームの相談員とスクールソーシャルワーカーにも出席いただいています。

不登校対策委員会では、赤穂市のスクールソーシャルワーカーであり、また、スクールソーシャルワークにおいては、国の第一人者である武庫川女子大学の半羽利美佳教授に講義を依頼し、3 回に 1 回は研修会を行い、不登校の課題に適切に対応できるよう、指導力の向上を図っています。

また、研修後は、中学校区ごとにケース会議を持ち、情報を共有しております。

最後に、ふれあい親の会につきましては、資料の 10 ページでございます。

毎月第 2 土曜日に開催しており、育成センターのカウンセラーが対応しております。子どもの不登校や行き渋りについて、悩みを抱える保護者や過去にお子さんが不登校であった先輩保護者が集まり、現在進行中の不登校の悩み等を自由に発言していただいております。参加された保護者は、少しほっとされたような面持ちで帰られることが多いです。

不登校支援としては、保護者に対する支援も重要であるととらえ、今後も継続した取組を進めて参りたいと考えております。

以上、青少年育成センターにおきましては、様々な取組による支援を行っております。

続いて、兵庫県の取組についてご説明いたします。

兵庫県では、令和 5 年度から学校地域、支援関係機関、教育行政が相互に連携をしながら、全県一丸となったひょうご不登校対策プロジェクトを推進しています。

いくつかの事業がありますが、資料 3 ページの右上にある但馬やまびこの郷、

神出学園、山の学校は不登校支援施設として設置されており、多くの子どもたちが自然豊かな環境で心を通わせたり、楽しい気持ちになったりする時間を過ごすことができいております。

次に、不登校児童生徒支援事業は、赤穂市においては、前述の心の教室相談員事業となります。

令和 6 年度以降、県から各市町の補助金がいただけるようになり、現在、赤穂市においても事業を拡充しているところでございます。

続いて、不登校対策支援プランにつきましては、県の指導により、毎年 P D C A サイクルに基づいた見直しや改善を行いながら、組織的、計画的な取組が推進されるよう作成しております。

次に、心の健康観察につきましては、赤穂市においては、昨年度、実証事業において、市内の 2 小学校が取組を行いました。

1 人 1 台端末を活用した心の健康観察によって、悩みや不安を抱えた児童生徒の心や体調の変化を把握し、メンタルヘルスの悪化や児童生徒が発する S O S の早期発見、早期支援につなげるための事業です。

気分の落ち込みが続くときには、保護者に本人の家庭での様子を確認するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぎ、本人や保護者、それぞれに心の支援を行うことができたという報告を受けています。

最後に、ハートフレンド人材バンクにつきましては、不登校児童生徒への支援のため、児童生徒と年齢が近く、教育に関心の高い学生を人材バンクに募集し、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援をするというものです。

赤穂市では以前より、学校支援学生ボランティアとして、関西福祉大学に依頼し、派遣申請のある幼稚園、小学校、中学校へ学生を派遣しており、現在も応募を受けて活動を実施しております。

以上が、兵庫県の取組となります。

最後に、民間団体の取組としましては、現在、小中学生を対象とした不登校支援に対するフリースクールが開校しております。

また、通学を伴わないオンラインフリースクールもあると聞いておりますが、現在、青少年育成センターとしても情報を収集しているところでございます。

いずれにしましても、民間のフリースクールを選択の際は、子どもを中心に、家庭でよくご相談いただき、必要に応じて学校や青少年育成センターにご相談いただけたらと考えております。

最後に、不登校の現状と今後の取組につきまして、11 ページをご覧ください。

全国的に、小中学校における不登校児童生徒数は増加しております。

しかしながら、赤穂市におきましては、現在その出現率は、小学校は微減、中学校においては大きく減少しております。

各学校におきましては、学級担任を初め、チーム学校で一人一人の状況に応じ

た支援を行っております。教室以外の居場所として、保健室、心の教室等を確保しております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性も活用し、不登校児童生徒や保護者に寄り添った対応に努めております。

青少年育成センターにおきましては、ふれあい教室の設置や相談事業、スクールソーシャルワーカー配置事業を通して、不登校児童生徒と保護者に対する支援を行っております。

県においては、ひょうご不登校対策プロジェクトに基づき、校内サポートルームの設置を小学校においても、全校配置に向けた拡充を図っております。

今後の取組につきましては、不登校児童生徒一人一人の状況に合わせて、引き続き個別にきめ細かな対応を行って参ります。その対応に際しまして、不登校の要因は複雑で多岐に渡り、家庭環境も異なりますので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや、市の子育て支援課等の関係機関と協議し、子どもと保護者に寄り添った支援を継続して参ります。

子どもの社会的自立を目的として、様々な場所に居場所を確保したいと考えております。また、様々な支援や取組について、諸媒体を通じて周知して参りたいと考えております。

最後に、教育支援センターふれあい教室ですが、現在、不登校児童生徒の居場所としての認知が進んでおり、特に中学校の不登校出現率低下に一定の効果があらわれております。

しかし、見学は来たものの、その後利用までに至らなかった児童生徒が、残念ながら何名もいます。その理由も様々ですが、自宅から遠いという理由が多く上がっております。

サテライト方式やメタバス空間を利用した不登校対策を行っている自治体もございますので、今後、ふれあい教室を利用したいと考えていながら、利用できていない不登校児童生徒のために、どのような対応が可能かを検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

市長

ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございますが、お願いいたします。

委員

資料 1 ページの小中学校における不登校の状況についての説明の中で、この折れ線グラフの推移について、平成 28 年に教育機会確保法ができたと言われ、不登校の児童生徒が変わってきたとおっしゃったと思いますが、どのような法律なのかをもう少し詳しく説明いただけますか。

また、それによってどのように数字が変わっていったのかも含めてお願いします。

事務局 教育機会確保法とは、学校以外の場所で行う学習活動の重要性について書かれている法律で、簡単に言うと不登校の子どもたちに対する支援等を規定している法律となります。

平成 28 年に公布されて、そのあと、文科省が発出した通知の中では、不登校は誰でも起こり得るということ、学校に登校するという結果のみを目標とせず、子どもたちが自分の進路を主体的に考えるように後押しするということ、自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように、学びの場を整備すること、などが記されております。

社会性を身につけるということは、必ずしも学校に通わなければならないというわけではなく、学校以外でも様々な方法で他人と関わり、その子の心が動いたという体験が、社会的自立といってもいいのではないかと考えております。

以上です。

委員 それまでは、例えば自分の学級から不登校を出すと、何か後ろめたさを感じるというか、自分に教師力がないんだなと感じても、できるだけ学校へ連れてこようと保護者の方にも投げかけたりしてきたわけですが、この確保というのは、そうではなくて、社会性を身につけるには、例えば、ふれあい教室等の関係機関と相談しながら、直接学校に行かなくても、色んな社会性の伸ばし方があると捉えてよろしいでしょうか。

事務局 はい。そのような捉え方でいいと思います。
フリースクールや不登校の特例校、あるいは夜間中学校も明記されています。

委員 例えばこの 1 ページの全国の不登校児童生徒数のグラフを見ますと、令和元年くらいに急激に上がっているところがあります。コロナの影響だと思います。コロナになると学校へ行かず、タブレットでの教育が進んできて、親も在宅ワークで職場に行かずに、みんな家にいるような社会になりつつありますね。

それから考えたら、先生方は耳が痛いとかわからないけれども、子どもたち同士の付き合いがなくなってきたと思います。

私の小さい頃、昭和の話になりますが、集団登下校や夏休みになるとラジオ体操、地区水泳等、子どもたち同士がお互いに誘い合って参加するという機会がありました。すなわち、要は地区の児童生徒の教育、あるいは上級生が下級生に目を配るなど、そういう人間関係が全くなかったのがこのコロナの頃ではないかなと思っています。

ですから、今考えるとやはり子ども同士の遊びや勉強もそうですけども、そう

いう付き合いが一番大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

委員がおっしゃいました人間関係の繋がり、子どもたち同士の繋がりですが、学校もコロナ禍以降大変危惧しており、いろいろな方策を練っているところです。

例えば、特に昨年度以降の運動会では、子どもたちで企画したり、子どもたちがリードするなど、なるべく教師中心から生徒中心にシフトしました。企画運営をするだけでなく、繋がりを持たせるということに移行しているというところが、小学校を中心として行っている主なところでございます。

また中学校におきましては、市の教育研究所におきまして、集団づくり研究部会という部会を持っております。これは、特別活動を中心としました、子どもたち同士の繋がりをどのようにして生んでいくのか、簡単に言うと生徒会活動でどのようにしていくかということです。ただそれに限らず、学年の中でどのような働きかけをし、子ども同士がどう繋がっていくのか、そういったことを行っているところでございます。

それにより、不登校のみならず、いじめ、相手のことを思いやるというような、生きていく上でも欠かせない素養というものも養えるものと考え、いろいろと取り組んでいるところでございます。

委員

赤穂市はとてもいろんなことに力を入れて、教育を充実していただいております。ありがとうございます。

10 ページの、ふれあい親の会についてです。

本当に子どもさんのことで悩んでらっしゃる親御さんは、なかなか相談できなかったり、逆に内にこもってしまって、外に相談に行けない方が多いと思います。

ですので、実質どれぐらいの方が利用されているのでしょうか、赤穂市はいろんな良いことがいっぱいあるのに、ご存じない方や利用されていない方が多く、このふれあい親の会にしましても、どれぐらい周知して利用されているのかということをお教えいただけますか。

事務局

令和 2 年度からの状況しか調べられませんでした。令和 2 年度の利用者に関しましては、実質人数が 6 名で、延べ 22 人ということになります。令和 3 年が 6 人で延べ 8 人。令和 4 年が 6 人で延べ 7 人ですが、令和 4 年までに関しては、コロナの影響もありまして開催されなかった月もあります。

私が育成センターの所長になってからの令和 5 年度に関しましては、実人数が 4 人で、延べ 13 人となっています。

昨年度は実人数 3 人で、延べが 12 人。本年度に関しましては、7 月 12 日にふれあい親の会を行いました。現在のところ 4 人で、10 人の方がすでに利用されております。

年々、利用される保護者が増えてはいるのですが、やはり、お子さんのことで

悩んでいる方はもっと多いと思いますので、学校にも周知はしていますが、現在、なかなか増えていないという状況ですので、今後、検討課題であると思っています。

委員 ふれあい親の会についてののですが、実際はどのような話題が多いですか。
多い話題が課題になると思いますので、お願いします。

事務局 ふれあい親の会での話題は、ほとんどが不登校についてです。
私が仕事行っている間にこの子はどうしているのだろうか、という相談から、
この子の将来はどうなるのかという相談もあります。
時間的には 10 時から 12 時までしていますが、ほとんどの保護者の方が 2 時間
ずっとお話をされます。ただ、終わった後には本当につきものが取れたような感
じで帰られる保護者が多いので、やっている価値は十分にあると思っております。

委員 ふれあい教室については、定例会議の中でも非常に良い魅力的で、効果的な活
動であるとたびたびお聞きしております。
7 ページの資料で「学校・保護者からの委託を受け、学校に行きにくい児童・生
徒への集団適応指導と基礎学力の補充、体験活動等を実施」とありますが、集団
適応指導とは具体的にはどんな指導なのか、もう少し噛み砕いて教えていただい
たらと思います。
また、このふれあい教室は、何か法的な目的はあるのでしょうか。

事務局 集団適応指導については、時間的には午前 9 時から 12 時まで、水曜日と金曜日
は 13 時半から 15 時までしております。
集団適応指導というのは、いろいろ関わってゲームをしましょう、みんなで何
かをしましょうというような取組で、指導員が入ったり私が入ったりして、簡単
なボードゲームであるとか、その中でコミュニケーションをとったりなどをして
おります。
体験活動等も行っておりまして、本年度はピザづくりやお大師山に登山したり、
七夕の短冊づくり等を行いました。その中で、子どもたち自身が触れ合うことによ
って、集団に適用できるような指導を行っております。
ふれあい教室ですが、先ほどの教育機会確保法の中にも、そのような学校以外
の居場所ということでそういう文言が入っております。何条に記載されているの
かは、手元に資料がなく分かりませんが、明記されています。

委員 同じくふれあい教室について、2 点お伺いしたいことがあります。
1 点目は、指導員が 1 名と書いてありますが、利用できる児童生徒定員があるの
かということ。

2 点目は、30 名の申請があったけれども、自宅から遠いという理由で利用ができない子どもがいたと説明がありましたが、実際に来ている子どもは親の送迎が必要ですか。例えば中学生の場合、自分で、自転車で来ることも可能なのでしょうか。

事務局 現在指導員 1 名で、私も他の指導主事を兼ねておりますので、他の業務がありかわれないことがほとんどです。昨年度 30 名申請しておりまして、ずっとではありませんが、開設時間の中に、10 人以上が来て、1 つの部屋だけではなく、他の部屋を使ったということがあります。そのような時は、どうしても指導員 1 人では足りないということも生じてきました。何とかそれでも対応はしていたのですが、1 人では厳しいという状況が現在あります。

昨年度 30 名ほどの申請があり、遠い地区の子が来られないということなのですが、中学校に関しては、1 人で、自転車で来られる子もありますが、やはり、赤穂地区以外の小学生でありますと、どうしても保護者の送迎が必要であるとか、仕事の関係で、時間的に厳しいということで断念された方もおります。

もちろん、見学に来て、行ける状況にはあるけど気持ちの面で来られなかったという子も何名かおります。

委員 その利用人数制限をかけているというはありますか。

事務局 はい。
制限はかけておりません。

市長 他にありませんか。
教育長お願いします。

教育長 牟礼市長には、平素より教育についていろいろと感心を向けていただき、予算的なことでも支援いただいていることを改めてこの場をお借りして感謝申し上げます。

特に不登校児童生徒の防止についてはあらゆる角度からあらゆる考えられる方法を駆使して、最重点課題の 1 つとして専門的な意見を聞きながら常に全力で取り組む体制を整えております。

そういった中で、兵庫県におきましては、ひょうご不登校対策プロジェクトが推進されております。この趣旨はいろんな角度からいろんな考察ができますが、学校内に安心できる居場所、校内サポートルームの設置を推奨しています。

赤穂市におきましては、県の施策を待つまでもなくこれまで十分に組み込んで参りました。

また不登校については、特に小学校の先生は、不登校の児童の担任をすること

は減多にありません。不登校はたくさんいるようでも、経験やスキルを積んでいくことがあまりないので、やはり専門家と共同し、不登校対策に当たるということが非常に今大事になって参ります。

そういった面で、青少年育成センターを中核とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また県の施設と連絡をとりながら対応しています。

他市町から赤穂市は、なぜそんなにスクールソーシャルワーカーとかカウンセラーの人材を見つけることができるのかと言われるくらい、赤穂市はそのような人材を見つけています。

今もこういう人材の設置が継続して行われているということで、本当に幸せなことだと思っています。資格所有者やスキルを持つ方は少なく、見つけてくるのが大変です。

特に県の事業と関連しまして不登校児童生徒の支援員を見つけることは、地方公務員法に従う、特別な研修を積んでなければならない等、色々な条件がありますので難しいですが、そういった配置も今のところ進んでいる状況です。

特に育成センターでふれあい教室に係る人材は、やはり予算的に限られています。もう少し人数を増やして充実できればと思います。市長にまたその辺、ご協力いただき、ご支援いただきたいです。

不登校対策とは、心痛めるような事案がたくさんありますが、特に家庭から外に出られない児童生徒は、ごく少数ですが年間 30 日超えると不登校とカウントされてしまうので、特にそういう子には、配慮するようにということを学校と親密に連絡をとりながら取り組んでいます。

定期的に児童生徒への連絡の方や ICT を使った学習の支援等取り組んでいると報告を受けておりますので、これからもそういった面では学校が支援していきたいと思っております。

不登校対策は、育成センター所長からも話がありましたけれども、不登校児童生徒の数だけあると言われております。

こうすれば不登校が解決するというのは非常に難しく、不登校児童生徒とその家庭に寄り添いながら、一人一人に応じた不登校解決に向けての、取組を今後とも全力で取り組んで参りたいと思います。

皆さま方のご協力、ご支援をお願いできたらと思います。

よろしくお願いします。

市長

教育長、どうもありがとうございました。

確認をさせていただきたくたいところがあります。

9 ページの令和 7 年度赤穂市不登校対策委員会の中で、設置の目的についてです。赤穂市の不登校生徒数は、全国平均を上回っており、不登校の要因や状態の多様化していると記述されていますが、一方で 2 ページのとおり、赤穂市については、全国平均は下回っていると思うのですが、いかがですか。

事務局 申し訳ありません。下回っております。

市長 赤穂市は説明がありましたように、不登校の発生率はやはり下回っている。
これは教育委員会の方々のご努力そのものではないかと改めて感謝申し上げたいと思います。

また、先ほどひょうご不登校対策プロジェクトについて話がありましたが、令和6年度は、中学校各校に1人。小学校に4校に1人でしたが、今年度から小学校についても2校に1人となりました。

現在、中学校に5人と小学校に5人ということでよろしいですか。

事務局 5人というわけではなく、小学校に関しては5小学校に1名ないし2名いうところもあります。

市長 総数ではどうですか。
中学校5名と小学校5名の合計10名は、配置されているということでしょうか。

事務局 はい。

市長 支援員と育成センターとの連携ですが、どのような連携をされていますか。

事務局 支援員との連携がまだ進んでおりませんので、今後、連携できるように方法を模索しなければならないと思っています。

市長 分かりました。
30名近くの方が、ふれあい教室を希望しているとのことですが、各学校、あるいは校区に配置されている不登校児童支援員の方がサポートしているということでしょうか。それとも自主的に利用しているのでしょうか。

事務局 各学校からの相談になります。

市長 支援員の方がサポートして、ふれあい教室に行ってはどうかと助言されているのでしょうか。

事務局 ふれあい教室を利用する場合は、支援員からの相談ではなく、学校の担当者からの相談となります。担任や不登校担当となります。

市長 必ずしも支援員が全て把握しているわけではなく、各教諭からいろんな相談が育成センターの方にあり、そこからふれあい教室に通われるということですか。

事務局 はい。

市長 委員からのご質問にもありましたが、自宅から遠いため利用できない方がいるそうですが、例えば、赤穂市は運行曜日によりますが、コミュニティバスがあります。なかなか外出すること自体が難しいお子さんもいらっしゃると思いますが、バスをご利用いただければと思いますが、難しいでしょうか。

事務局 おそらく 1 人でバスに乗ることで、中には人の目が気になるお子さんもいらっしゃると思います。また、運行時間によると思います。

市長 分かりました。

外に行くこと自体が難しいお子さんもいらっしゃるのので、公共交通機関を使っていくのは難しく、親御さんが送り迎えしなければ、ふれあい教室には行きにくいということですね。

不登校のお子さんもそうですが、親御さんも含め大変な思いで暮らされていると思います。また学校も大変な労力や時間を要していると思います。

ひょうご不登校対策プロジェクトを兵庫県は拡充していくということですが、予算の拡充を県にお願いしたいと思います。

また、フリースクールの設置等や各学校でのサポートルームも必要だと思えますので、所管課を通じて色々教えていただきたいと思います。

何らかの形で小学校・中学校を卒業いただけるような形を社会全体でサポートできるような仕組みを教育委員会と連携して作っていきたいと思いますので、教育委員の皆さんにもご支援を賜りたいと思います。

教育長いかがですか。

教育長 交通のために、ふれあい教室に行けないのは絶対に許されません。なんとかしなければなりません。今までは、なんとかしてきたのではないですか。もっと不登校の子どもに寄り添い、対応してください。もっともっと不登校の子に全力で誠心誠意対応していかなければならないと思います。

市長 教育長、ありがとうございます。

不登校から脱出できることが一番望ましいですが、学校に行かなくてもいいよという形で、教育長がおっしゃるように個人に寄り添っていきたいと思います。

では、協議事項（２）特別な支援を要する子どもへの支援について、の議題に移

ります。事務局、説明をお願いします。

事務局

私から、特別な支援を要する子どもへの支援についてご説明いたします。

まず、現状についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。(1) 特別な支援を要する子ども数についてです。

最初にお伝えしたいのは、特別支援教育は、特別支援学級の子どもたちのみを対象に行うものではないということです。

特別支援教育は、障がいの有無にかかわらず、すべての学級に在籍する特別な支援を要する子どもたちが対象となります。

1 ページの上段になりますが、言葉足らずとなっております。全ての学級に在籍する特別な支援を要する子どもが対象とご理解ください。

特別な支援を要するというのは、特別支援学級、通常学級に関係なく、障がいのある子どもはもちろんのこと、問題行動や不登校傾向にある子どもたちも含んでおり、赤穂市の小中学校に調査を行ったところ、令和 7 年度現在、小学校において、特別な支援を要する児童数は、全体の 18.6%。中学校における特別な支援を要する生徒数は 10.4%となっており、令和 5 年度からのデータを見ましても、年々増加する傾向にあります。

1 ページ下の棒グラフをご覧ください。

こちらが特別な支援を要する児童生徒数の推移表となります。

現在の増加率にて推移が続きますと、令和 9 年度には小学校が 20%、中学校では 11%を超えることが予想されています。

2 ページをご覧ください。

特別な支援を要する児童生徒への支援についてご説明いたします。

まずは、特別支援学級に在籍する子どもについてです。

特別支援学級は、その障がいの種別によって分けられ、最大 8 人まででクラスが編成されます。

特別支援学級に在籍する子どもの中には、突然教室を飛び出して、自他ともに危険な行動をとってしまったたり、障がいが高く、常に教師がそばにいないといけないかったりする子どももいます。

8 人という数は、一見少ないように思いますが、障がいと照らし合わせた場合、1 人の教師が受け持つことは非常に難しい人数です。

赤穂市の小中学校には、現在 36 学級の特別支援学級がありますが、その 6 割となる 22 学級が 6 人以上となっており、非常に厳しい中で支援を行っているというのが現状でございます。

そのような中で何とか支援ができているのは、時間割の組み合わせによるところがあります。

支援学級の子どもたちは、個々の状態に合わせて、個別の時間割が組まれています。

2 ページの下側の表をご覧ください。

これは、1 人の児童の 1 週間の時間割を幾つもある中の 1 例として示しています。

赤と薄い緑色で塗られている時間が、特別支援学級で過ごす時間となっております。

どの子も、1 週間の半分ぐらいの時間を支援学級において過ごします。

残りの色がついていない時間は、交流学級となる、通常の学級で過ごしたい。

音楽等の専科の授業を通常学級の子どもたちとともに受けたりしています。

交流学級にいる時間は、交流学級の担任が、音楽等の専科の授業では、専科の担当が通常学級の子どもたちと一緒に授業を行うことになりますが、先ほどお伝えしたとおり、急な動きへの対応や安全面の確保、通常学級の担任等だけで行うことは難しく、特別支援学級の担任や担任以外の教職員、又は、後で説明しますが、通常学級の支援に入っている特別支援教育指導補助員等が連携して補助するようにしています。

続きまして、通常学級に在籍する特別な支援を要する子どもたちへの対応についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

通常学級に在籍する子どもの中にも、軽度発達障害があったり、情緒的に不安定だったり、問題行動が多かったりと、特別な支援を要する児童生徒がいます。

赤穂市の小中学校に調査をし、集約した結果、通常学級に在籍する児童生徒の中で、特別な支援を要する子どもの割合は、令和 7 年度は、小学校で 9.4%。中学校で 7.2%となっています。

国の割合は、小中学校合わせて 8.8%となっており、赤穂市は、ほぼ国と同じぐらいの割合となっています。

つまり、一概には言えませんが、1 クラスを 35 人とした場合、計算上、3 人ほどは特別な支援を要する子どもがいるということになります。

そのような状況により、担任 1 人がすべてを見ていくということが難しくなっております。その場合、主に通常学級に支援に入っているのが、市費による特別支援教育指導補助員であります。

特別支援教育指導補助には、通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒の教育活動を援助し、教育効果の充実を図るために、市費により配置されています。

現在、市内小中学校に 16 名配置されており、その内訳は、3 ページの太枠内に示したとおりとなっています。

割合的に小学校に支援を要する子どもが多いことから、規模の大きい小学校に 2 名配置しており、高雄小学校、原小学校、有年中学校の 3 校は未配置となっております。

もちろん、この 3 校からも配置を求める声が上がっているのですが、限られた人員配置となるため、優先順位をつけて、段階的な配置を行っているところです。

割合で見た場合、やむを得なくそのようにせざるをえないという状況です。

特別支援教育指導補助員は、2030 年までに 20 名配置できることを目標にしております。

昨年度、一昨年度と 1 名ずつ増員していただいたことにより、非常に教育現場は助かっております。

しかしながら、支援を要する子どもが今後も増えることが予想され、さらなる充実が必要な状況となっております。

最後に、支援の充実についてご説明いたします。

4 ページと 5 ページをご覧ください。

特別支援教育の効果的な取組の柱となるのが、体験活動の充実を継続した支援の 2 点です。

(1) 体験活動の充実をご覧ください。

特別支援教育の一環として、赤穂市においては、年間を通して、表のような体験活動を実施しております。

あくまでこれは大まかなものであり、その詳細は各学校や、それぞれの中学校区によってとなります。各学校の子どもたちの状況や環境に応じた特色ある体験学習から、市内の特別支援学級で合同に行うものまで幅広く展開しております。

続きまして、(2) 継続した支援をご覧ください。

4 ページの下段に示しているのは、兵庫県が示す特別支援教育の構造です。

兵庫県は縦横の連携を重要視しています。

縦の連携とは、就学前から進学、就労に至るまでの連携を指しており、すべての子どもが認め合い、安心して学べる環境の継続。幼児児童生徒に応じた、変わらない合理的配慮の提供を表しています。

横の連携とは、地域住民、保健、福祉、医療機関等との連携を指しており、学校園所だけでなく切れ目のない一貫した支援の必要性が示されております。

赤穂市におきましても、中学校区で教育連携連絡会を年 3 回以上計画及び実施したり、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成したりするなど、縦の連携の充実を図っております。

また、横の連携としましては、各学校園所において、医療機関による診断結果等を踏まえて、指導に反映させたり、子どもが通う放課等デイサービスと情報を共有し、対応するなど児童生徒を取り巻く様々な機関と連携を図っています。

いずれの連携におきましても、人的な支援であったり、予算面であったりと、多くの課題が残っています。

今後とも、よりよい連携を深め、特別な支援を要する子どもたちへの支援を充実させていきたいと考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

市長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見がございましたら、仰っていただきたいと思います。

委員 3 ページの特別支援教育指導補助員にお話がありましたが、未配置の学校が 3 校あり、希望が出ているということですが、この指導補助員については、各学級に配置されますと、主に課題を持った子に張り付いていろいろと指導してくれるので、学校、学級としても非常に助かっております。

説明では市費であることが強調されていたと思います。2030 年には 20 名が予想され、更なる充実が必要というのは、この指導員を増やしていただければ、もっと効果的な指導ができるということだと解釈しました。

市費だということですので、市長、指導補助員の増加について、検討の声を取り入れていただけたら非常にありがたいと思っております。

市長 教育委員会から説明をお願いします。

事務局 これまでも、必要であるということで何度か伝えさせていただいております。その結果、今年度 1 名、昨年度も 1 名増加させていただいておりますので、今後もしその要望は上げさせていただきたいと考えております。

市長 教育委員会の中で優先順位を考え、説明していただく必要があります。1 名あたりの予算はどのくらいですか。

事務局 正確には分かりかねますが、1 人あたり 200 万円弱だと思われます。

市長 予算の計画をしっかりと立てて予算要求してください。

他にありませんか。

委員 資料 3 ページについてです。
ASD の児童の率は高いのでしょうか。

事務局 率的には年々増えています。

市長 具体的な説明をお願いします。

事務局 自閉症情緒のクラス数につきましては、市の小中学校の中で、年々 1 クラスから 2 クラスに増設される傾向にあります。人数的には、やはり全体的に 3、4 人と増えてきている状況です。

委員 自閉症の児童については、生活をしている中でも目を離すことができない部分があるので、通常学級に在籍していると指導補助員が必ず必要となると思います。こちら、人員増加について配慮していただければと思います。

市長 増員につきましては、今は断言できませんが、検討していきたいと思います。特別学級があったとしても、その中で全員が同じ障がいではないと思います。学級担任一人ではなかなかカバーしきれないため指導補助員が必要であります。指導補助員が一人いれば解決する訳ではないことも理解しております。人員配置の目標値の考え方については、毎年一名増やすという硬直した考えではなく、必要性をしっかりと精査していただきたいと思います。

委員 不登校の子どもについても、特別な支援を要する子どもへの支援についてもそうです、親は先に亡くなりますし、一人で生きていかなければならなくなります。私たちは次の世代に送り、支援を必要としない子たちがこれからの赤穂や日本を創っていきます。なぜ支援をするのかというと、生きて行く力をつけるためだと思います。どのような支援がその子にあっていいのかを考えないといけません。時には厳しいことも必要だと思いますし、生きて行くためには、あまりにも大人が与えすぎて、社会に出てから困る子どもが出てきているようなので、教育が難しい時期にあると思いますが、このような支援をしていただくことで、赤穂市の発展に繋がればいいなと思います。よろしくお願いします。

事務局 特別支援教育に限らず、常々、5年後10年後の子どもの姿を想像しながら対応しています。特別支援学級に在籍している生徒については、進路がその先の人生に繋がっていきますので、それにつきましては特別支援学級担任を通じて、保護者に伝わるように、特に学校教育課の特別支援教育担当が、就学のため、1つ1つの学校に顔を出し、説明します。個々の相談に応じて対応しているところでございますので、今後も、おっしゃるように一人一人に寄り添った支援ということが続けていきたいと思っています。

市長 子どもへの支援は、非常に重要で必要不可欠なことです。一方で、委員がおっしゃったように、子どもが将来生きて行く訓練もしていかなければなりません。そういった意味でも、保護者にどのような関わりを持っているのでしょうか。

事務局 就学に向けた説明会で保護者の方にも説明しますが、やはり何よりも大切にしなければならないことは、子どもや保護者の思いであり、学校は常に保護者、そして子どもと思いと願いを共有し、合意形成ということで、しっかりと気持ちを

汲んで、その上で、この子にとってどのような学びが最適なのか、社会に出た時にどのように活躍する力を身につけていくのかに焦点を当てて、ともに指導を行ってきているところです。

特別支援学級で学ぶということは、色んな意味がありますが、その中で自立活動というものがあります。

社会的自立を身に着けるために、学校でできる、教育でできることをしていこうということで、障がいを自分で認め、何が足りないか、何を活かしていくか、困ったときに人に助けを求められるかなど、一人一人色々な課題があります。そのようなものを保護者とともに個別の教育支援計画と一緒に作成し、こんな大人になってほしい、将来、親亡き後も、こういう力を身に付け社会の中で成長してほしいという願いを保護者と共有し、年間で何度も見直しをしています。保護者との連携は、必要不可欠なもので、特別支援教育とは、将来を見据えて学校だけでなく、学校の卒業後も福祉と繋がりながら行うものであるとご理解いただければと思います。

市長

4 ページに体験活動の充実についてです。生きるを力養っていくということを色んな活動を通した1つの発表の場として毎年、1月25日から1月28日まで図書館のギャラリーで支援学級の方の作品展示をしていただいています。担任教諭、補助員の方に導いていただいている成果が毎年あがっていると感じ、成果発表を感心して見させていただいております。

委員からご指摘がありました指導補助員の配置については、スクールソーシャルワーカーも同様に必要数を考え、人材を確保するための予算要求をお願いします。

確認ですが、補助員については資格が必要ですか。

事務局

以前は、教員の免許が必要でしたが、現在は教員免許が不要で、必要な資格は特にありません。

市長

最低賃金を確保し、適切な配置をすれば、支援学級の教諭は助かると思います。

先日、運動会を見させていただいた際に、児童生徒をフォローされているところを目の当たりにしました。しっかりと精査し、予算要求していただきたいと思います。

次に、その他でございますが、せっかくの機会でございますので、委員の皆様から何かご意見ございますか。

(特になし)

では、教育長、お願いします。

教育長

指導員の資格についてですが、資格があるに越したことはありませんが、資格を気にしていると必要な配置ができません。しかし、誰でもできるという認識をもってはいけません。

また、委員からは鋭い意見をいただき、大事な視点だと思いました。

特別支援教育とは、障がいのある児童生徒の自立や社会参加による主体的な取組を支援することが狙いです。要するに、教育の原点であり、教育がなぜ始まったかということ、子どもたちが将来社会に出て自立することができることを目指したからです。

ルーツをたどれば読み書き計算ですね。読み書き計算ができるようになり、一人一人が社会で自立できることが教育の方が狙いになっているわけです。

赤穂市立の小中学校で学んでいる子どもは将来自立し、いろんな分野で自分の個性に合ったところで、生活して欲しいという願いが込められています。そのために特別支援学級を設け、一人一人のニーズに応じた教育をしています。その原点をまず忘れてはいけないと思います。

最近強調されておりますのが、障害者権利条約の批准が出され、障害者基本法、障害者差別解消法と関連法が次々出されています。障がいのある子と障がいがない子が可能な限り、ともに教育を受けられるということです。障がいのあるなしにかかわらず、一般社会に溶け込み生活できることが狙いです。

ですので、特別支援学級があるからといって特別支援学級にずっといるわけではありません。個々に応じた指導が必要なときは特別支援学級、普段はできる限り普通学級で自立を図っていくことが極めて重要になってきます。

特別支援学級に関しては、差別がどうしても気になります。その子が大きくなったときに昔、特別支援学級にいたと言われるのではないかという心配が当然出てきます。障害者差別解消法の趣旨にも書かれています。

障がいを持つ子どもに対する概念を皆さんで変えていただきたいことがあります。社会の中には、障がいを持っている人は多く、特別支援学級に入っている子だけが障がいを持っているわけではなく、普通学級にも多くいるわけです。

一人一人の個性を生かすという視点に立って、多様性の中で共存できるような社会性を培うことが極めて大事です。

差別や偏見など、そのような目で子どもたちを見るのではなく、温かい目で見守りながら、その子一人一人に合った、個性に合った社会で生きる力をつけるような教育を目指していきたいと思います。

市長

ありがとうございました。

4 ページに兵庫県の特別支援計画の推進計画があると思います。我々は行政として、縦の連携と横の連携を進めながら特別な支援を要する子どもさんへの支援を今後も進めて参りたいと思います。

学校の現場では色んな形で対応していただいておりますが、関係機関が子どもに寄り添う必要があります。予算については十分承りましたので、検討させていただきます。

以上で予定しておりました協議事項は終了とさせていただきます。

その他としまして、せっかくの機会ですので、皆さまから何かございましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

(特になし)

教育委員の皆さまには、教育会議の後にもかかわらず、ご熱心に発言していただきまして、ありがとうございました。

事務局から連絡事項はありますか。

事務局 特にございません。

市長 それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回総合教育会議を終了いたします。

ありがとうございました。